

○実践女子大学生生活科学部動物実験委員会規程

(平成 23 年 10 月 19 日制定)

改正 平成 26 年 4 月 1 日改正 平成 29 年 3 月 25 日改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、「実践女子大学・実践女子大学短期大学部動物実験の実施に関する規程」第 4 条第 2 項に基づき、実践女子大学生生活科学部動物実験委員会（以下「委員会」という。）に関する必要事項を定める。

(目的)

第 2 条 委員会は、実験動物を愛護し、適正に飼養、管理することを図り、実験動物による危険、汚染を防止するため、次に掲げる各号について審議する。

- (1) 動物実験等の実施方針に関すること。
- (2) 動物実験計画の審査に関すること。
- (3) 動物実験マニュアルに関すること。
- (4) 供試動物の選択に関すること。
- (5) 実験動物の飼養、管理に関すること。
- (6) 動物実験等の操作、方法に関すること。
- (7) 飼養保管施設及び実験室周辺の汚染防止に関すること。
- (8) 動物実験の結果に関すること。
- (9) 動物実験に関わる、自己点検・評価に関すること。
- (10) その他、動物実験等の安全確保に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、生活科学部専任教員による委員をもって構成する。

2 委員は次の各号に掲げる者とし、生活科学部教授会で審議の後、学長が任命する。

- (1) 生活科学部長
- (2) 食生活科学科主任
- (3) 生活科学部の教員 3 名
- (4) 委員会が必要と認める者若干名

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(委員長)

第 5 条 委員長は、食生活科学科主任とする。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長は、提出された動物実験計画書等の審査結果を生活科学部長を経て学長に報告する。

- 4 生活科学部長は委員会の審査結果をもって、学長に当該動物実験実施の可否判断を仰ぐ。
- 5 学長による可否判断は、生活科学部長を経て委員長から申請者に通知する。
- 6 委員長が動物実験責任者のときは、生活科学部長が委員会を招集し、議長となる。
(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2の出席がなければ開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決定し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 3 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ意見を聴くことができる。
(動物実験計画書等の審査)

第7条 動物実験計画書の審査等にあたっては、研究の遅延を防止するために持ち回り審査を行うことができる。

- 2 持ち回り審査の場合は、委員の3分の2以上の回答により成立する。
- 3 委員は、自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審査に加わってはならない。
- 4 委員は、動物実験計画の審査に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
(事務)

第8条 委員会の事務は、研究推進室がこれにあたる。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、生活科学部教授会の議を経て常任理事会が決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成23年10月19日から施行する。
- 2 平成23年度に任命された第3条第2項第3号及び第4号に該当する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則(平成26年4月1日改正)

この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月25日改正)

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。